

島根海区漁業調整委員会事務局だより



第13期第14回島根海区漁業調整委員会が平成23年3月24日に松江テルサで開催されましたので、会議の概要をお知らせします。

1. 第6次島根県栽培漁業基本計画について（諮問）

平成26年を目標とする島根県の栽培漁業推進のための基本計画案が沿岸漁場整備開発法に基づき本会に諮問されました。案の内容は前報でお知らせしたとおりでした。

審議の結果、案どおりで異存ない旨の答申がなされました。

2. 中海・境水道におけるアサリの殻長制限について（協議）

中海は島根・鳥取両県が入り会って利用する水域であり、共有の資源に対しては共通の規則を適用し、資源の維持増大を図る必要があります。因みに、鳥取県では採ってはいけないアサリの殻長は鳥取県漁業調整規則で3センチメートル以下と規定されておりますが、島根県ではこれまでアサリの殻長制限に関する規定は漁業調整規則に定めてありませんでした。

そこで、県では両県の足並みを揃えアサリ資源の保護を図るため、中海及び境水道の島根県水域で採ってはいけないアサリの大きさを殻長3センチメートル以下とし、当面委員会指示で制限することを提案しました。

審議の結果、中海及び境水道においてのアサリの殻長3cm以下を採捕禁止とする島根海区漁業調整委員会指示を発令することになりました。

3. 出雲市大社町トモ島周辺における船舶を錨止めして行う釣りの禁止に係る委員会指示について（協議）

昭和50年代前半、出雲市大社町トモ島周辺における漁業と遊漁の紛争に端を発した標記委員会指示については、2年ごとの見直しがされ本日に到っています。今回、地元関係者による2年ごとの見直し検討の結果が海区委員会の下部組織である島根県海面利用協議会に諮られ、協議会会長名で引き続き委員会指示をするよう委員会に建議されました。

審議の結果、6月15日から10月31日までの期間内について、島根海区海面利用協議会会長があらかじめ承認した者を除き、島根県出雲市大社町トモ島の最高頂点を中心として1,500メートルの線によって囲まれる海域（一部を除く）において漁業者及び遊漁者が船舶を錨止めして行う釣りを禁止する内容の島根海区漁業調整委員会指示を継続して発令することになりました。

4. 島根海区漁業調整委員会の管理する公文書に関する規程の制定について（協議）

今まで、県ではそれぞれの実施機関が規程等で定めたルールにより公文書を管理していましたが、先般、国から地方公共団体として統一的管理ルールにのっとり、その保有す

る文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、これを実施するよう努めなければならない旨の通達がありました。

そのため、県は公文書の管理に関する統一的なルール案を策定し、先の県議会に条例案として上程し、可決されたところです。

この条例に基づき、海区漁業調整委員会の文書の管理についての規定を定め、その旨を海区委員会告示することについて協議のあったものです。

審議の結果、海区委員会において規定を定め、告示することになりました。

5. 資源管理・漁業所得補償対策に係る島根県資源管理指針について(報告)

前回の委員会でも概要を報告しましたが、4月から計画的に資源管理に取り組む漁業者に対し、漁業共済・積立ぷらすの仕組みを拡充して漁業収入の安定を図る制度が導入されることとなります。

今回、この対策が実施されるに当たり、まず、漁業者の計画の規範となるべき県の指針案が策定されたので、その報告があったものです。

6. 「沿岸くろまぐろ漁業届出等」に係る日本海・九州西広域漁業調整委員会指示について(報告)

ワシントン条約に基づく太平洋くろまぐろ保護の動きから、我国もくろまぐろの資源管理に取り組むことになりました。その一環として、沿岸くろまぐろ漁業の届出等が日本海・九州西広域漁業調整委員会の指示により義務づけられたことから、今回、その概要が報告されました。

7. 第2期宍道湖・中海水産資源維持再生構想について(報告)

宍道湖・中海の水産振興については、平成18年度から5カ年間「宍道湖・中海水産資源維持再生構想」に基づき各種取り組みが実施され、中海においてはサルボウ、アサリの資源増殖の可能性が示唆されたところです。

本構想は今年度で計画期間が終了することから、新たに次期構想が策定されました。

本委員会ではその概要が報告されました。

8. 海区漁業調整委員会委員報酬について(報告)

県行政委員会の委員報酬の見直しが実施され、先の県議会で委員報酬を改正する条例案が可決されたことから、検討経過等の説明があったものです。

問い合わせ先

島根海区漁業調整委員会
事務局

TEL 0852-22-5950